

あの子の「できない」
「やらない」には、
原因があったんだ。

Inclusive Education



教育の現場に気づきを生む、
作業療法士の視点

体や心への医学的な知見に基づいた配慮で、もつとのびのびと、その子らしく成長していける子どもたちがいます。早くからの支援は、大人になったときの生活力の向上にもつながります。インクルーシブな未来に向かって、私たちは子どもたちと向き合う教育の現場を支えたい。作業療法士は、国家資格を持ったリハビリテーションの専門職です。あらゆるステージで生活に支援を必要とする人に、多様な作業療法プログラムで、その人らしい生活の獲得を支援しています。その視点や方法を活かし、私たちは今、教職員の皆さんとの協働に力を入れています。作業療法士が教育の現場でできることをご紹介します。

先生と作業療法士の 協働が広がっています。

何がどのように子どもたちの発達を阻害しているのか。

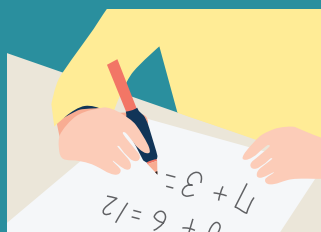
作業療法士は、幼児・児童・生徒の様子を多面的な観点でアセスメント。

課題を整理し、発達・成長を長期的な視点で見つめた関わり方を提案します。

具体的な支援例

肢体不自由のある生徒への 支援方法を提案。

肢体不自由のある生徒を初めて担当し、対応を悩んでいる先生がいました。作業療法士が日常の授業（読み・書き）や給食（姿勢、食器類）、休み時間の様子を観察して、筆記具や食器類を使いやすくする調整や支援方法を提案し、先生方と協働しました。



診断名はついていない 通常学級の児童との 関わり方を提案。

診断名はまだついていない通常学級の児童との関わりに悩んでいた担任の先生から「物の整理整頓ができるように」「リコーダーを上手に吹けるように」としたいと相談を受け、行動観察から児童の行動の解釈や具体的な関わり方、リコーダーの工夫を提案しました。



先進的な取り組み

作業療法士を「自立活動教諭」として特別支援学校に配置。

神奈川県では、作業療法士に特別免許状を授与することで、常勤の自立活動教諭（専門職）として、令和2年度現在、11名の作業療法士を県下の特別支援学校に配置しています。所属する学校の校内支援に留まらず、「センター的機能」の一翼を担う教職員として、地域の保育園や幼稚園、小中学校の通常学級や通級指導教室、特別支援学級、高等学校や特別支援学校への巡回相談等を行っています。

ほかにも、教育委員会で作業療法士を雇用し、地域の小学校・中学校・幼稚園等へ派遣している地域もあります。

進行性の筋疾患の 生徒のための機器導入、 体育プログラムを立案。

ある進行性の筋疾患の生徒。在学中に急激に進行し、歩行やトイレ動作、板書や筆記試験の支援が必要になりました。作業療法士が生徒に適した電動車いすやICT機器の導入、体育の個人プログラムの立案、支援員への支援方法の研修を行いました。



インクルーシブな教育を 推進する教職員研修の 講師を担当。

教職員の専門性の向上、合理的配慮の推進、障害理解のための研修会・講習会の講師を担いました。作業療法士の専門分野を活かし、身体面や精神面、認知面からの複合的なテーマを扱うことが可能です。



総合的なアセスメントを行います。

人 子どもの行動や認知の 特徴をよく観察します。

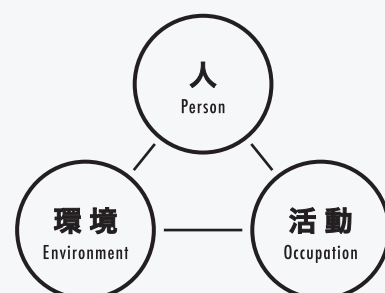
たとえば、行動観察や情報収集から、粗大運動や巧緻動作、日常生活動作、コミュニケーション能力、行動や認知の特徴などをアセスメントします。

環境 机や椅子、文房具や食器類など、 学ぶ環境を分析します。

たとえば、座席配置やレイアウトなどの教室環境、机や椅子、文房具などの品々、他の幼児・児童・生徒、集団全体の状態などをアセスメントします。

活動 机上学習、実技教科、移動や食事など、 活動の状況を把握します。

たとえば、机上学習や実技教科はもちろん、移動、食事、着替え、排泄、掃除、休み時間の過ごし方、集団活動などをアセスメントします。



チームアプローチを大切にします。

「離席が多い」「授業を妨げる発言」「手先が不器用」「対人関係がうまくいかない」といった悩みをしっかりとヒアリングし、先生方はもちろん、他職種とも連携したチームアプローチを大切にします。

教育現場で実現できることを重視。

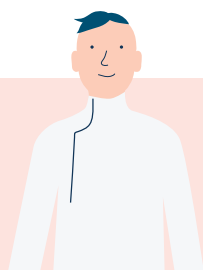
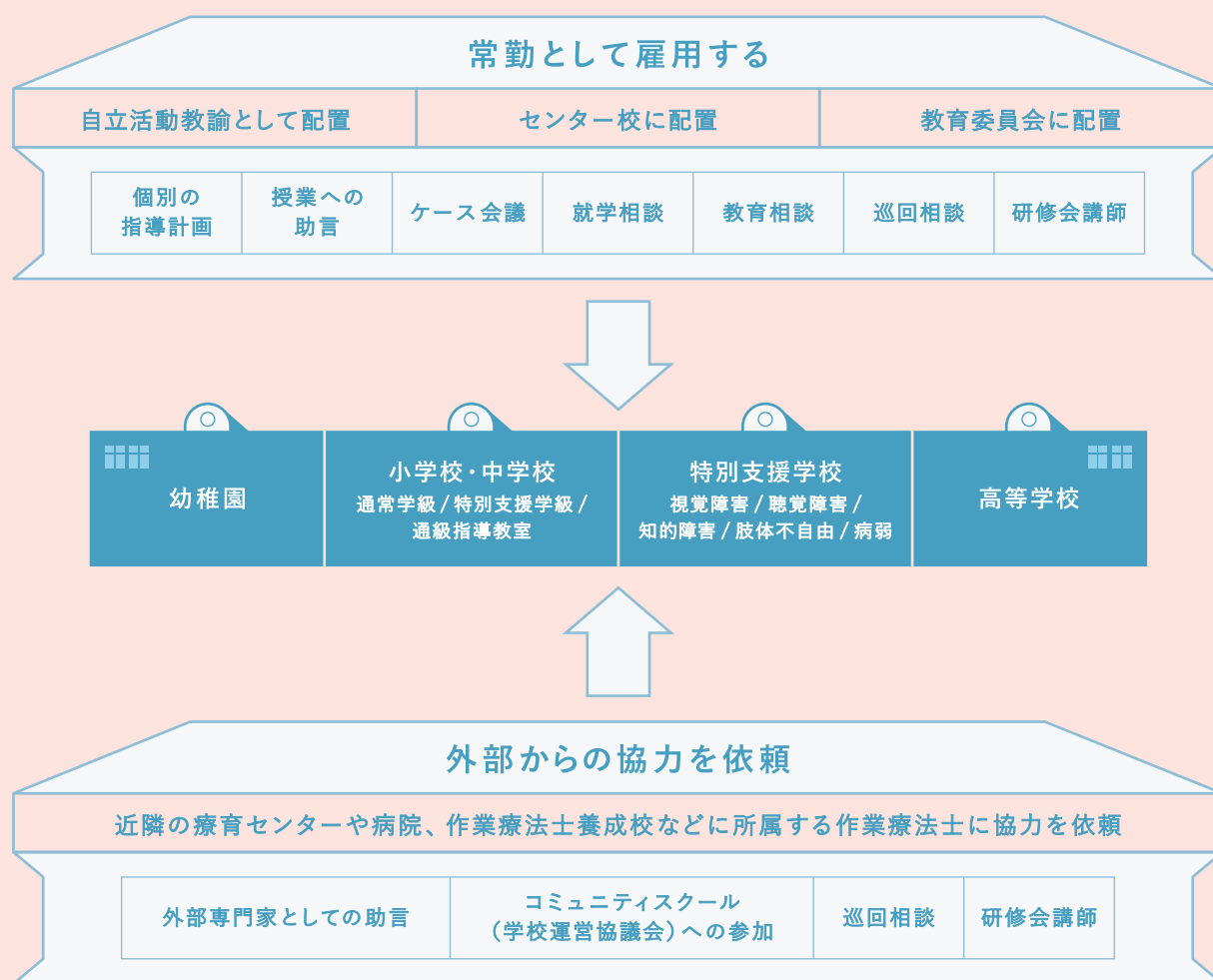
関わり方の工夫、環境からの刺激の調整など、教育現場で実施できる具体的な支援方法を提案します。支援の実施後には再アセスメントを行い、さらに改善につなげます。

幅広い障害の子どもたちが対象です。

精神発達遅滞、自閉スペクトラム症、学習障害、神経系の疾患、脳性麻痺、てんかん、染色体異常、先天性奇形などの幼児・児童・生徒の支援を行うことが多くありますが、対象とする障害を限定するものではありません。また、相談にあたって、診断名は必須ではありません。

様々な参画・連携の仕方が可能です。

作業療法士の知見をより教育現場で活用しやすくするため、教育委員会や特別支援学校に所属する作業療法士以外にも、近隣の療育センターや病院などに所属する作業療法士に巡回相談を依頼する体制の整備も進めています。お気軽にご相談ください。



お気軽にご相談ください。
一般社団法人 **日本作業療法士協会** または
各都道府県の「作業療法士会」 まで

